

【保存版】

市 民 税 特別徴収に関する綴 県 民 税

茨城県笠間市役所

総務部税務課

郵便番号 309-1792

茨城県笠間市中央三丁目2番1号

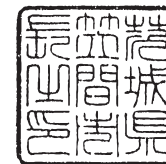
電話番号 0296(77)1101

0299(37)6611(岩間地域)

※ この綴は、保存版となります。次回以降は送付いたしませんので、大切に保管してください。
なお、各種様式は、白紙のものをコピーして使用いただくか、笠間市ホームページからダウンロードして使用いただきますようお願いします。

特別徴収義務者様

茨城県 笠間市長



市民税・県民税の特別徴収について

平素、市民税・県民税の特別徴収につきましては、多大なるご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、市民税・県民税特別徴収についての関係書類を送付いたしますので、ご多用のところ恐縮に存じますが、納期限までに納入くださるようお願い申し上げます。

この特別徴収についての連絡、お問合せは笠間市役所
税務課へ

〒309-1792
茨城県笠間市中央三丁目2番1号
TEL 0296-77-1101
0299-37-6611(岩間地域)

納入書の取り扱いについて

特別徴収の納入書は6月分から翌年の5月分まで同封してあります。

また、退職所得にかかわる市民税・県民税がある場合、書き損じなどの分として、2枚用意してありますが、不足したときはご連絡ください。

なお、納入書については、当初の金額をプレプリントしてありますが、異動に伴い納入額に変更が発生した場合は、手書きで修正してください（修正方法は、納入書の裏面を参照）。

納 入 場 所

・指定金融機関

常 陽 銀 行 本店・各支店

・収納代理金融機関

筑 波 銀 行 本店・各支店

水 戸 信 用 金 庫 本店・各支店

結 城 信 用 金 庫 本店・各支店

茨城県信用組合 本店・各支店

中 央 労 働 金 庫 本店・各支店

常陸農業協同組合 本店・各支店

・ゆうちょ銀行・郵便局

関東各都県及び山梨県所在のゆうちょ銀行・郵便局

※上記以外のゆうちょ銀行・郵便局を利用する場合は、次ページの「指定通知書」を利用するゆうちょ銀行・郵便局に提出する必要があります。

ゆうちょ銀行・郵便局
指定通知書について

関東各都県及び山梨県所在以外のゆうちょ銀行・郵便局を利用する場合は、右の「指定通知書」に利用するゆうちょ銀行・郵便局名を記入のうえ、当初納入される際にそのゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。

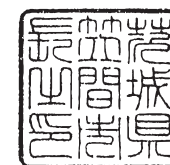
なお、一度指定したゆうちょ銀行・郵便局は引き続き利用できますので提出の必要はありません。

(ゆうちょ銀行・郵便局名)

ゆうちょ銀行

店 様
郵便局 様

茨城県 笠間市長



ゆうちょ銀行・郵便局指定通知書

貴店・局を地方税法第321条の5第4項の規定により当市の市民税・県民税特別徴収税額の納入取扱店・局に指定しましたので通知します。

口座番号 00170-5-960088

加入者名 笠間市会計管理者

取りまとめ店 ゆうちょ銀行 東京貯金事務センター

特別徴収納入について

1. 納入時期

給 与 分 当月分を翌月10日までに（月割額の徴収は6月から翌年5月までの12ヶ月）

退 職 分 退職の発生した翌月10日までに

2. 繰り込みの異動届出書について

退職、休職等により給与の支払いを受けなくなったために給与分の月割額の徴収ができない場合は繰り込んである異動届出書に記入のうえ至急ご提出ください。

3. 所在地・名称変更届出書について

名称、住所、電話番号等の変更があった場合は繰り込んである変更届出書に記入のうえ至急ご提出ください。

4. 納期の特例（年2回納入）について

特別徴収税額は毎月納入（12回（6月～翌年5月））を基本としていますが、従業員（納税義務者）が常時10人未満の事業所の場合は、市に申請し承認を受けることにより、年2回の納入となる「納期の特例」をご利用いただけます。

（繰り込んである申請書をご利用ください。）

＜6月から11月までに徴収(天引き)した分＞ 12月10日までに納入
＜12月から翌年5月までに徴収(天引き)した分＞ 6月10日までに納入

・ 当市の徴収金の滞納があり、納入に支障が生ずる恐れがあると認められる場合等は、申請が却下されることがあります。

・ 承認後、従業員（納税義務者）が常時10人未満でなくなった場合には、遅滞なく必要事項を記載した届出書を提出しなければなりません。

退職が生じた場合の納入方法

1. 納 入 先

納税者の退職した年の1月1日現在の居住地の市区町村
（給与分の納入先と異なる場合があります）

2. 納入書の記入方法

退職手当等を支払う月の払い込みについては納入書税額欄の給与欄に給与分の月割税額を退職欄に退職分の所得割額を記入し給与分と退職分の合計額を計欄に記入してください。

3. 納入申告書の記入方法

退職手当等の支払いがあった場合は納入書の裏面に印刷してある納入申告書に必ず記入なつて印してください。

退職手当等にかかる税額は特別徴収義務者において計算してください。
（給与分と計算方法が違いますので十分ご注意ください）

4. そ の 他

退職手当等を支払わない月の払い込みについては納入書税額欄の給与欄のみ記入してください。

《共通納税システムの利用についてお知らせ》

◆共通納税システムで業務の効率化◆

●共通納税システムとは？

共通納税システムとは、国や地方公共団体への納税をオフィスなどのPCから電子納税できる仕組みです。

●メリット

すべての国や地方公共団体に対して、また複数の団体に対して、一括して電子納付することが可能です。

金融機関へ出向く必要がなく、ダイレクト納付の場合は手数料が無料です。

※共通納税では、領収書が発行されませんのでご注意ください。

●納税できる税目 ※詳しい内容や手続きは、eLTAX地方税ポータルシステムのホームページをご覧ください。

市・県民税（特別徴収分、退職所得分）、法人住民税

市・県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税（普通徴収）

市民税・県民税の特別徴収について

1. 市民税・県民税の特別徴収

前年に給与所得があり、本年も引きつづいて給与の支払を受けている者（納税義務者）に対し毎月の給与から、市民税・県民税を差し引いて納入する制度をいいます。

2. 特別徴収義務者

給与の支払をする際に所得税を徴収し納入する義務のある者で、市税条例によって指定された者をいいます。特別徴収義務者は、別紙税額通知書により、毎月定められた月割額を6月から翌年5月まで給与から差し引いて納期限までに納入する義務があります。

3. 納税義務者への税額通知

特別徴収関係書類を受け取られましたら、同封の「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書」を納税者に交付してください。

4. 異動（退職、休職、転勤等）による徴収義務の免除

給与支払報告書を提出した後、納税義務者に異動があった場合は、異動があった翌月の10日までに異動届出書を必ず提出してください。

これらの場合は異動した者の特別徴収の義務はなくなります。

5. 月割額の徴収と納入期限

第1月目の月割額は各納税義務者の6月に支給する給与より徴収し、第2月目以降の月割額は7月から翌年5月まで順次毎月給与の支払をする際に徴収し、その徴収した月割額の合計金額を「納入書」により指定された金融機関に徴収した月の翌月10日（土・日曜日の場合は月曜日、祝日の場合は翌日）までに納入してください。

6. 月割額を納入期限までに納入しなかった場合

地方税法の定めるところによって計算した延滞金を加算して納付しなければなりません。（地方税法第326条、第20条の4の2）

7. 特別徴収できなくなった未納月割額

納税者が退職、休職、又は転勤等により特別徴収ができなくなった月割額は提出された「異動届出書」に基づいて、納税義務者に納税通知書を市から直接交付して納付していただくことになっております。（普通徴収）

8. 特別徴収税額の変更

特別徴収税額を通知した後、訂正、更正等によって税額を変更したときは「税額変更通知書」を送付しますので、翌月以降の月割額は、「税額変更通知書」の月割額により徴収してください。

9. 審査請求

納税義務者への税額通知書に誤りがあると認められるときは、通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決を経た後に、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

10. 納入申告書

- (1) 退職手当等の支払があった場合は納入書の裏面に印刷してある納入申告書に必ず記入押印してください。
- (2) 退職手当等にかかる税額は特別徴収義務者において計算してください。（給与分と異なります。）
- (3) 退職分の納入先は納税者の退職した年の1月1日現在の居住地の市町村に納めることになります。

未徴収税額の適切な納付手続処理のため、従業員の方が「退職・転職等」

したときは、速やかに $\left(\begin{array}{c} \text{給与支払報告書} \\ \text{特 別 徴 収} \end{array} \right. \text{にかかる異動届出書} \left. \right)$ の提出を

お願いします。

退職・転勤・休職等の事由により、従業員の方に給与の支払をしなくなったときは、次ページ以降の記入例①～③を参考にして、「異動届出書」に必要事項を記載のうえ、必ず次の期限までに提出してください。

1. 毎月の給与から市民税・県民税を徴収している従業員の方が退職等したとき
「異動届出書」を、異動のあった月の**翌月 1 0 日**までに提出してください。
2. 「給与支払報告書」を提出した従業員の方が「4 月 1 日」までに退職等したとき
「異動届出書」を「**同年 4 月 1 5 日頃**」までに提出してください。

※ 上記 1 の異動届出書を提出した場合は、改めての提出は必要ありません。

1 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「宛名番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。

2 ※印の欄は、記載しないでください。

特別徴収税額通知書に記載された
「宛名番号」を記入してください。

【提出先】 〒309-1792 茨城県笠間市中央三丁目2番1号 笠間市役所総務部税務課市民法人税グループ

特別徴収税額通知書に記載された
「宛名番号」を記入してください。

新しい会社で特別徴収を開始する月(11月)
とその月割額を記入します。

3. 普通徴収の場合		備考
理由	1. 異動が 年の12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 年の5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	

1 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「宛名番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。

2 ※印の欄は、記載しないでください。

【提出先】 〒309-1792 茨城県笠間市中央三丁目2番1号 笠間市役所総務部税務課市民法人税グループ

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書										※事務処理欄 市役所記入欄		
____年 ____月 ____日 提出 (宛先) 笠間市長	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒 ー ※ 届出時点での所在地・名称を記入してください。							特別徴収義務者 指 定 番 号		※市町村ごとに異なります
		名 称 (氏 名)								担当者 連絡先	係	
		代表者の 職 氏 名									氏名	
		法人番号										

変更年月日	年	月	日
-------	---	---	---

事 項	変 更 前 (旧)	※変更項目のみ記入してください。	変 更 後 (新)	※変更項目のみ記入してください。
フ リ ガ ナ				
所 在 地 (送 付 先)	〒 ー		〒 ー	
フ リ ガ ナ				
名 称				
電 話 番 号	ー ー (内線)		ー ー (内線)	
変 更 理 由 (該当番号に○)	1. 事務所等移転 2. 送付先変更 3. 社名(名称)変更 4. 給与事務の統合 【下欄を記入してください。】 5. 合併による変更 【下欄を記入してください。】 6. 分割による変更 【下欄を記入してください。】 7. その他()			

統合・合併・分割後の指定番号

1. 指定番号を新規に取得する。

※別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。

2. 統合・合併・分割先の指定番号を使用する。

※別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。

指定番号

※市町村ごとに異なります

3. 旧特別徴収義務者の指定番号を継続使用する。

指定番号

※市町村ごとに異なります

統合・合併・分割される事業所

所在地

〒

—

フリガナ

名称

電話番号

—

—

(内線)

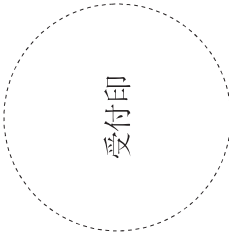
)

法人番号

特別徴収義務者
指 定 番 号

※市町村ごとに
異なります

【提出先】 〒309-1792 茨城県笠間市中央三丁目2番1号 笠間市役所総務部税務課市民法人税グループ



受付印

特別徴収税額の特例に関する承認申請書

(宛先) 笠間市長

年 月 日

地方税法第321条の5の2及び笠間市条例第46条の2の規定により、特別徴収税額の特例の特例について承認を受けたいので申請します。												
所在地 (住所)												
フリガナ												
名称 (氏名)												
代表者の 職氏名			電話番号			—				—		
法人番号									担当者			(連絡先) (氏名)
特別徴収義務者 指 定 番 号									※市町村ごとに異なります			
関与税理士 署 名			(連絡先)									

特例の適用を受けようとする税額	年 月 以後				特別徴収税額
	月 区 分	給与支払人員		給与支払額	
申請の日前6か月間の各月末の常時 給与の支払を受ける者の人員及び 各月の支払金額 ※賞与等の臨時の給与の金額を含む。 ※笠間市以外の全市町村を含む、 事業所全体の人員及び支払金額 ※臨時勤務者分がある場合は、常時給与 の支払いを受ける者の分とは別にして 2段書き（上段に記載）にしてください。 市町村に係る徴収金に滞納がある場合において、 それがやむを得ない理由によるものであるときは、 その理由の詳細 申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り 消されたことの有無及び取消年月日			(臨時 人)	(円)	
	年 月	常時	人	円	
			(臨時 人)	(円)	
	年 月	常時	人	円	
			(臨時 人)	(円)	
	年 月	常時	人	円	
			(臨時 人)	(円)	
	年 月	常時	人	円	
			(臨時 人)	(円)	
	年 月	常時	人	円	
			(臨時 人)	(円)	
	年 月	常時	人	円	
有 (年 月 日承認取消) ・ 無					

【注意事項】

- 1. 申請書の提出は、特例の適用を受けようとする月の20日頃までをお願いいたします。
- 2. 送付先が所在地と異なる場合は、書類送付先を記入してください。

【提出先】

〒309-1792 茨城県笠間市中央三丁目2番1号 笠間市役所総務部税務課市民法人税グループ

※事務処理欄
市役所記入欄

____年 ____月 ____日 提出 (宛先) 笠間市長		給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住 所)	〒 _____										特別徴収義務者 指 定 番 号		※市町村ごとに異なります 新規の場合、納入書 (要 ・ 不要)	
			フリガナ														
			名 称 (氏 名)											担当者 連絡先	係		
			代表者の 職 氏 名												氏名		
			法人番号													電話	_____

給与 所得者	フリガナ											旧 姓	普 通 徴 収 切 替 期 別	期別を○で囲んでください。 [1 ・ 2 ・ 3 ・ 4] 期 以降を切替希望 ※普通徴収の納期限が過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。	
	氏 名														
	生 年 月 日	年 月 日													
	受給者番号	※eLTAXでの税額通知を希望する場合は必ず記入してください。												特 別 徴 収 開始予定月	月分 (月 日納期分) から 特別徴収を開始します。
	1 月 1 日 現在の住所	〒 _____												届 出 理 由	1. 入社 2. その他()
	現在の住所	〒 _____ ※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。												月 割 額 の 連 絡	必要な場合のみ記入してください。 月 日までに通知書が必要 ※通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。

1. 普通徴収の納付書（二重納付防止のため、残りの納付書（納期未到来分）を添付してください。）
※すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。

1. 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
※普通徴収の納期限は年4回あるため、特別徴収への切替は、2か月程度の余裕を持って行ってください。
2. 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。

〒309-1792 茨城県笠間市中央三丁目2番1号 笠間市役所総務部税務課市民法人税グループ

記入例

市民税・県民税 特別徴収切替届出(依頼)書

※事務処理欄 市役所記入欄														
〇年11月8日 提出 (宛先) 笠間市長		給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒309 - 1738 笠間市大田町〇〇番地										
			フリガナ	マルマルケンセツ										
			名称 (氏名)	株式会社 〇〇建設										
			代表者の 職氏名	代表取締役 笠間 太郎										
			法人番号	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
			特別徴収義務者 指 定 番 号	00012		※市町村ごとに異なります								
			新規の場合、納入書 (要 ・ 不要)											
			担当者 連絡先	係	総 務 課									
				氏名	笠間 一子									
				電話	0296 - 78 - 〇〇〇〇									
給 与 所 得 者	フリガナ	イワマ イチロウ										旧 姓	普通徴収 切替期別	期別を○で囲んでください。 〔 1 ・ 2 ・ 3 ・ ④ 〕 期以降を切替希望 ※普通徴収の納期限が過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。
	氏 名	岩間 一郎												
	生年月日	43 年 2 月 1 日												
	受給者番号	※eLTAXでの税額通知を希望する場合は必ず記入してください。										特別徴収 開始予定月	12 月分 (1 月 10 日納期分) から 特別徴収を開始します。	
	1 月 1 日 現在の住所	〒319 - 0202 笠間市下郷〇〇番地										届 出 理 由	① 入社 2. その他()	
	現在の住所	〒 ー ※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。										月 割 額 の 連 絡	必要な場合のみ記入してください。 12 月 11 日までに通知書が必要 ※通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。	

【 添付書類 】

1. 普通徴収の納付書（二重納付防止のため、残りの納付書（納期未到来分）を添付してください。）
※すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。

【 注意事項 】

1. 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
※普通徴収の納期限は年4回あるため、特別徴収への切替は、2か月程度の余裕を持って行ってください。
2. 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。

【 提 出 先 】

〒309-1792 茨城県笠間市中央三丁目2番1号 笠間市役所総務部税務課市民法人税グループ